

## オーストラリアにおける資金計算書制度の展開

隅 田 一 豊\*

## The Developments of Funds Statement System in Australia

Kazutoyo SUMITA

## I. 資金情報開示の国際的動向

近年、諸外国では財政状態変動表又は資金計算書の重要性に関する認識が急速に高まってきており、損益計算書及び貸借対照表とともにこれを基本財務諸表の一つとして位置づけることは今や国際的な趨勢となっている(第1表参照)。周知のごとく、アメリカ公認会計士協会(AICPA)の会計原則審議会は、1971年3月に「財政状態の変動に関する報告」<sup>(1)</sup>と題する意見書第19号(APBO No.19)を公表し、これを1971年10月1日以降に終了する会計年度から、すべての営利企業に対して強制適用することとした。この意見書では、

一定期間における企業の資金の変動とともに財務活動と投資活動に重要な影響を及ぼす非資金項目の変動をも含めた総合的な情報を開示するために、財政状態変動表を基本財務諸表の一つとして位置づけることとした。かくして、1972年以降はAICPAの実態調査資料が示しているように、調査対象企業600社のすべてが財政状態変動表を年次報告書に含めて開示している。しかし、この意見書に対しては、従来多くの論者により財政状態変動表の目的、資金概念などにつき重要な問題点が指摘され、改善提案が行われてきた。また1970年代中期以降における経済不況、

第1表 資金計算書の作成状況

|                    |    |        |                                                                                                  |
|--------------------|----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資金計算書を財務諸表に含めることが： |    |        |                                                                                                  |
| 強制されている            | 17 | (57%)  | ブラジル、チリ、コロンビア、フィンランド、ホンコン、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、ポルトガル、南アフリカ、タイ、イギリス、アメリカ、ジンバブエ |
| 勧告されている            | 6  | (20%)  | アルゼンチン、アイスランド、フランス、イタリア、スペイン、ザンビア                                                                |
| 許可されている            | 7  | (23%)  | オーストラリア、ベルギー、デンマーク、西ドイツ、日本、スイス、ウルグアイ                                                             |
| 禁止されている            | 0  |        |                                                                                                  |
|                    | 30 | (100%) |                                                                                                  |

資料出所：S. J. Gray, L. G. Campbell and J. C. Shaw, *International Financial Reporting, A Comparative International Survey of Accounting Requirements and Practices in 30 Countries*, 1984, p. 191.

\* 経営情報学科—会計学 (Department of Business Administration and Information Science—Accounting)

(1) AICPA, APB Opinion No.19, *Reporting Changes in Financial Position*, March 1971.

急激なインフレの進行等を契機として、現金フロー情報の重要性に関する認識が次第に高まってきた。このため、財務会計基準審議会ではかかる状況を踏まえて、1980年代以降、この問題に関して積極的な調査・研究活動を展開し、1986年7月には「現金フロー計算書」<sup>(2)</sup>と題する公開草案を公表するに至っている。

またカナダでは、カナダ勅許会計士協会(CICA)の会計研究委員会が1986年12月にCICAハンドブック第1540節の中で、資金計算書を年次報告書に含めることが望ましいという見解を表明している。その後、CICAは上記AICPAのAPBO No.19に対応して、1974年8月に「財政状態変動表」<sup>(3)</sup>と題する新基準書を公表した。この基準書では、企業の財務活動及び投資活動に係わるすべての項目を包含するべく、従来の資金計算書の範囲を拡張するとともに、財政状態変動表の記載内容と表示形式について勧告を行っている。カナダでは新基準書の公表以前から、連邦会社法、オンタリオ州の会社法及び各州の証券委員会の規定に基づいて公表される年次財務諸表に資金計算書を含めることが義務づけられている。したがって、これらの法律等に基づいて財務諸表を提出する会社は、1974年9月1日以降に開始する会計年度からは新基準書に準拠して資金情報を開示することとなった。かくして、1970年代以降は、CICAの実態調査でも明らかなごとく、調査対象会社325社の殆んどが財政状態変動表を公表するに至っている。なお、カナダでも1980年代以降、現金フロー情報の有用性に関する認識が急速に高まり、1985年9月には上記基準書の改訂を行い、現金及び現金等価物を資金概念とする現金フロー計算書の制度化を達成し、現在に至っている。

さらにイギリスでは、イングランド及びウェ

ールズ勅許会計士協会(ICAEW)が1975年7月に標準会計実務書第10号(SSAP No.10)「資金の源泉と使途に関する計算書」<sup>(4)</sup>(1978年6月に一部改訂)を公表した。そしてこれを年間総売上高又は総収益が25,000ポンド以下の小規模企業を除くすべての企業に対して、1976年1月1日以降に開始する会計期間から強制適用することとした。この実務書では、資金計算書の目的を会社の資金がどのように調達され、かつその財務資源がどのように使用されたかを明らかにすることであると規定し、資金概念として特に正味流動資金(現金・預金及び現金等価物から当座借越及びその他の短期借入金を控除したもの)に言及している。しかし、この実務書の補遺で示された資金計算書の例示では、資金概念として運転資本が採用されており、その構成要素として正味流動資金を表示している点に注意する必要がある。なお、ここでは資金計算書は損益計算書及び貸借対照表とともに監査対象となる基本財務表として位置づけられている。因に、ICAEWの実態調査によれば、1976~77年度以降、調査対象会社300社の殆んどすべてが資金計算書を公表しており、これらのうち資金概念として正味流動資金又は運転資本を重視する会社は6割以上を占めている。

このような国際的動向に反して、わが国ではいまだ財政状態変動表による資金情報の開示は制度化されていない。従来、企業会計審議会をはじめ関係機関では、財政状態変動表の制度化に関して必らずしも積極的な活動を展開してこなかった。このため、実態調査でも明らかなごとく、財政状態変動表はいわゆるSEC基準によって連結財務諸表を作成している企業、あるいは海外投資家向けに英文アニュアル・リポートを作成している企業など一部の企業によって作成されているのが実情である。また日本会計研

(2) FASB, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Statement of Cash Flows*, Financial Accounting Series No.023, July 31, 1986.

(3) CICA Handbook, Section 1540 "Statement of Changes in Financial Position", August 1974.

(4) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW), *Statement of Standard Accounting Practice (SSAP) No.10, Statements of Source and Application of Funds*, July 1975 (Revised 1978).

究学会のスタディ・グループ「財政状態変動表の研究」(1985年)が行った予備調査でも、わが国における財政状態変動表に関する認識の度合は極めて低く、またその必要性についても要・不要が相半ばして現時点における緊要性を示していないこと、さらに全体的にも変動表の普及度が小さいことを示している。しかし、最近のディスクロージャー制度をめぐる著しい環境の変化に対処するために、企業会計審議会・第一部会小委員会は現行制度の全般について見直しを行い、先年、その中間報告<sup>(5)</sup>を公表した。その中で資金繰り情報の改善について、次のような考え方を明らかにした。すなわち、資金の範囲を現預金及び市場性のある一時所有の有価証券に拡大すること、資金収支を「事業活動に伴う収支」と「資金調達活動に伴う収支」に区分表示すること、及び「資金収支表」の様式を示したことである。しかし証券取引法のもとでは、資金情報は財務諸表外の補足的情報として位置づけられ、監査対象から除外しているのが現状である。

以上のような国際的動向を踏まえて、小稿では、各国会計制度の比較研究の一環として、アメリカやカナダとともに1970年代の初期に資金情報開示の制度化を実現したオーストラリアを取り上げ、同国の資金計算書に関する会計基準設定の経緯、資金情報開示の実態、現行の資金会計基準等について考察を加え、現行基準の特徴とそれが孕んでいる問題点、現金フロー情報の開示をめぐる最近の動向等を明らかにすることにした。

## II. 資金会計基準設定の経緯

従来、オーストラリアで公表されてきた資金計算書に関する文献・資料等に基づいて、便宜上、次のような3つの時代区分を行い、資金会計基準の展開を跡づけることにしたい。

### (1)第I期(1935~69年)資金計算書に関する最

- (5) 企業会計審議会第一部会小委員会「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について(中間報告)」(昭和61年10月31日)。

初の論文はすでに1935年に発表されている。しかし、その後1967年までに公表された論文は僅か16編を数えるに過ぎない<sup>(6)</sup>。しかもスチュワート(W. J. Stewart)等が行った1963年の実態調査<sup>(7)</sup>では、大企業25社のうち資金計算書を公表していたのは1社のみであった。続く1965年ギブソン(R. W. Gibson)の調査でも主要企業42社のうち、資金計算書<sup>(8)</sup>を公表している企業は6社にとどまっている。このような当時の状況のもとで注目すべき文献の一つはオーストラリア会計士協会(ASA)が1966年に公表した「会社の破産報告書において討議された会計原則及び実務」と題するリポートである。ここでは、会社財務報告に関する一般基準の改善の緊要性が主張され、そのための一方策として、資金計算書を公表財務諸表に含めることを提案している<sup>(9)</sup>。その後、ASAでは1967年にマーチン(C.L.Martin)が、また1969年にはレヴィー(H. Levy)がブルチンを公表している。前者は経営管理における資金計算書の関連性と重要性を詳述したものであり、後者は管理会計の重要な用具として又投資家や債権者の有意義な情報源としての資金計算書の作成方法について詳細な検討を行っている<sup>(10)</sup>。なお、1960年代の後半においても、資金情報の開示は未だ一般的な実務として確立されるまでには至っていない。

### (2)第II期(1970年代)オーストラリア勅許会計士協会(ICAA)は1971年に「資金計算書」と題す

- (6) C. A. Martin, *The Funds Statement-A Management Report?*, Australian Society of Accountants, A. I. C. A. Bulletin, April 1967, p.4.  
 (7) W. J. Stewart and M. Miller, "Survey of Annual Reports of Selected Australian Companies", School of Accountancy, Faculty of Commerce, University of New South Wales 1964.  
 (8) C. A. Martin, *op. cit.*, p. 4  
 (9) ASA, *Accounting Principles and Practices Discussed in Reports on Company Failures*, January, 1966, p.44.  
 (10) Harry Levey, *The Funds Statement*, Society Bulletin No. 10, October 1969, Accountants Publishing Company Ltd.

るテクニカル・ブルチンF 1<sup>(11)</sup>を公表した。これは、会計専門家団体が作成した最初の資金会計基準であり、オーストラリア会計研究財団(AARF, 以下財団)・会計基準委員会(ASB)が1983年3月(1985年3月に一部改訂)に会計基準書第12号(AAS第12号)「資金の源泉と使途に関する計算書」<sup>(12)</sup>(以下資金計算書)を公表するまで、資金計算書を作成する際の指針として広く尊重されてきた。このブルチンでは、前文で資金計算書を補足的情報として提示することを勧告し、また本文では資金計算書の名称、用途、本質、様式及び配列について詳細な規定を行い、さらに補遺では連結資金計算書の雛形を例示している。

その後1973年にオーストラリア連合証券取引所(AASE)は上場要件として、前年度との比較形式による資金計算書をアニュアル・リポートに含めて提出することを義務づける規定<sup>(13)</sup>を採択した。このため、上場会社による資金情報の作成・開示は急速に普及し、一般的な実務として定着したものとなっている。この点に関してライアン(J. B. Ryan)等による1975年の実態調査<sup>(14)</sup>では、250社のうち230社(94%)が、又1980年のライアン等の調査<sup>(15)</sup>でも250社のうち240社(96%)が資金計算書を公表している事実を明らかにしている。しかし、AASEは、資金計算書の様式及び内容に関して特に指針を提示しなかったために、実務では多様な資金概念が採用さ

れ、またそれが首尾一貫して適用されず、内容・形式ともに極めて多種多様な資金計算書が作成・公表されるという事態を招来した。しかもこのことは、情報利用者が資金計算書を適切に解釈し、また企業間の比較・検討を行うことを著しく困難にし、多くの誤解や混乱を生ぜしめることとなった。上記ライアン等の調査資料(1978～79年度)に基づいて資金情報開示の実態を示せば、次のようになる。

①名称—(イ)資金の源泉と運用に関する計算書161社(67%)、(ロ)資金計算書55社(23%)、(ハ)財政状態変動表10社(4%)

②年次報告書上の記載場所——(イ)最後116社(49%)、(ロ)損益計算書、貸借対照表及び注記の前63社(26%)、(ハ)財務諸表中32社(13%)

③営業活動から得た資金—(イ)開示する131社(55%)、(ロ)開示しない109社(45%)

④資金計算書上の最初の項目—(イ)税引後利益82社(66%)、(ロ)税引前営業利益40社(32%)

⑤減価償却費の処理—(イ)区分開示する111社(90%)、(ロ)区分開示しない13社(10%)

⑥運転資本の変動—(イ)開示する(又は計算可能)200社(83%)、(ロ)開示しない40社(17%)

⑦資金計算書上の運転資本の変動と期首及び期末B/Sから計算される変動—(イ)調整されていない158社(79%)、(ロ)調整されている41社(21%)

⑧所得税の処理—(イ)納付額を運用として表示する120社(50%)、(ロ)納付額も所得税費用も独立項目として表示しない84社(35%)

⑨配当金の処理—(イ)支払額を資金の運用として表示する176社(73%)、(ロ)支払額又は積立額を資金の運用として表示する26社(11%)、(ハ)支払額も積立額も開示しない27社(11%)

⑩非流動資産の変動分の報告方法—(イ)純変動分のみを開示する120社(50%)、(ロ)総フローを開示する99社(41%)

(3)第Ⅲ期(1979年以降)財団では、上記のような状況を改善して、情報利用者による誤解や混乱を可及的に排除するために、資金計算書を会計基準の主題として選定することとした。勿論、資金計算書の作成実務を標準化すべきであると

(11) The Institute of Chartered Accountants in Australia, Technical Bulletin F1, *Statements of Source and Application of Funds*, January, 1971.

(12) Accounting Standards Board, AARF, AAS 12, *Statement of Sources and Applications of Funds*, March 1983 (Amended March 1985).

(13) The Australian Associated Stock Exchanges Official Listing Requirements, Section 3—Continuing Listing Requirement, 3C Annual Report.

(14) J. B. Ryan, C. T. Heazlewood, B. H. Andrew, *Australian Company Financial Reporting*: 1975, AARF, 1977, p.63.

(15) J. B. Ryan, C. T. Heazlewood, B. H. Andrew, *Australian Company Financial Reporting*: 1980, AARF, 1980, pp.135～143.

する財団内部の提言に加えて、諸外国（特にイギリス、ニュージーランド、アメリカ、カナダ）の動向及び国際会計基準第7号の公表<sup>(16)</sup>等が主題の選定に重要な影響を与えたことは明らかである。因にオーストラリアでは、会計基準は主題の選定、討議資料、公開草案の作成・公表という一連の手続きを経て公表することが慣行となっている<sup>(17)</sup>。

かくして財団では、1979年にクリフト(R. C. Clift)によって作成された討議資料「資金計算書」<sup>(18)</sup>を公表した。この討議資料では、特定の見解にとらわれることなく、資金計算書の作成に関する理論と実務（資金概念、株式と表示、問題領域、現行基準、実態調査報告など）について詳細な討議を行い、またさまざまな問題点を指摘している。その後、財団ではこの討議資料を踏まえて、1980年3月に「資金計算書」と題する公開草案を公表した<sup>(19)</sup>。この草案では、資金計算書の解釈を容易にし、かつその比較可能性を改善するために、資金フローの定義及び測定、資金計算書上で開示される情報並びにその開示方法について細目を規定している。財団では、この草案に寄せられたコメント等を慎重に分析・検討し、かなりの修正を行った後、1983年にAAS第12号として公表した。本基準書では、当初適用対象を上場会社のみに限定していたが、1985年にこれを一部改訂して全企業に適用することとした(1)。ここでは、資金計算書は個別又は連結ベースで作成される財務諸表の不可欠な部分を構成するものとして位置づけられ、前年度との期間比較が可能な形式で作成・公表するよう要求している(26, 28)。なお、草案では、資

金計算書が監査対象となることを明確に規定していたが、本基準書ではその文言は削除されている。

その後、AAS 12は、会計基準審議会(ASRB)<sup>(20)</sup>で審議・承認され、法的な強制力をもった基準(ASRB 1007)として1986年10月1日以降に開始する会計年度から、免除私的所有会社を除く、すべての会社に対して適用されることとなった。

(注) 文中のカッコ内の数字は会計基準書等のパラグラフ番号を示している(以下同じ)。

### Ⅲ. 会計基準書第12号の概要

(1)資金計算書の目的と資金概念 本基準書では、資金計算書は、企業の重要な財務活動及び投資活動に係る取引の影響を強調することにより、財政状態の変動、財務弾力性（債務の弁済能力及び流動性を含む）、キャッシュ・フロー及び投資支出計画に通暁しうる情報を、その利用者に提供すべきであると規定する。すなわち資金計算書は伝統的な財務諸表に代替しうるものではなく、それは当期中の企業の取引から生ずる資金の源泉と運用を要約・提示することにより、貸借対照表や損益計算書が伝達する情報をより精緻化し、かつ拡充するのに有用であるとされる(4, 5)。このように、ここでは当期中のすべての投資活動及び財務活動に係わる情報を資金計算書上で開示せしめるために、現金及び現金等価物を包含する広義の資金概念、すなわち総資金概念を採用している(6, 26)。因に本基準書では、資金とは現金及び現金等価物を意味し、資金フローとは企業と外部関係者との取引により企業に流入し、また企業から流出する資金の変動を意味すると規定している(3)。

(2)営業活動から得られた資金 企業の継続的な営業活動は、通常、その最も重要な資金源泉である。従って、営業活動から得られた資金額は、資金計算書上、営業活動による資金の流入額からその資金の流出額を控除する形式で計算・表示される(8, 9)。ここで営業活動による資金の

(16) 拙稿「財政状態変動表に関する国際比較研究—財政状態変動表の制度化をめぐる国際的動向」『中部大学産業経済研究所・経営情報』第4巻第3号、March 1986参照。

(17) 拙出「オーストラリアの会計制度」『中部大学経営情報学部論集2-1』(1986・3)17～29頁を参照。

(18) R. C. Clift, *The Funds Statement*, Discussion Paper No.2, AARF, 1979.

(19) AARF, *Exposure Draft proposed Statement of Accounting Standards, Statement of Sources and Applications of Funds*, August 1980.

(20) 拙稿「オーストラリアの会計制度」『中部大学経営情報学部論集2-1』(1986・3)23～25頁を参照。

流入又は流出とは、所得税控除前の営業利益の計算に含まれている。当期中に資金フローを伴う収益又は費用項目を意味する(3)。従って、例えば減価償却費、長期サービス休暇引当額など、当期中に資金フローを伴わない損益項目が存在する場合には、営業活動から得られた資金と損益計算書上の所得税控除前の営業利益とは異なることになる。かかる場合に、本基準書の付録では、両者の調整を注記で行うことを例示している。

(3)異常項目 営業活動から得られた資金という定義には異常項目に係わる資金フローを含まないため、これらのフローは資金計算書上区分・開示が必要となる。例えば、重要なセグメントの処分損益は、損益計算書上、異常項目として処理されるが、この処分損益は当該取引から生ずる資金フローを表わさない帳簿修正である。従って、資金計算書上では、当該セグメントの売却によって得た実際の収入が適切な資金フローとして開示される。このように損益計算書上で異常項目として表示される金額の多くは、資金フローを反映していないために、資金計算書から除外されることになるのである(10, 11, 29(a))。

(4)財務活動と投資活動 本基準書では、財務活動に関する項目、例えば支払所得税、支払配当金、流動及び非流動負債(社債、銀行借入金など)の増減、株式の発行・消却などに関する資金の総フローは、資金計算書上、営業活動から得られた資金とは区分して開示すべきものとする。また投資活動に関する項目の取り扱いについても、非流動資産(例えば土地、建物、子会社など)の取得及び処分に係る資金の総フローは、営業活動から得られた資金とは区分して開示するよう要求している(29)。なお、本基準書は非流動資産の処分に就いて総収入法を採択した。この方法のもとでは、売却収入は資金の源泉として認識されるために、税引前の営業利益の計算に含まれている処分損益は、営業活動から得られた資金を決定する際に除去されねばならない。

(5)子会社の取得又は処分 ここでは子会社又は企業の純資産の取得又は処分に係る資金フ

ローは、項目別分析法により処理することを要求している。この方法のもとでは、対価として発行した株式(又は譲渡した資産)及び少数株主持分額(一部所有子会社を取得した場合)は資金の源泉として処理され、取得した資産及び負債は資金の運用及び源泉として記録されることになる。この場合には、次の情報は連結資金計算書の注記において開示しなければならない。すなわち、(a)取得又は処分により生ずる企業集団の個々の資産及び負債の増減、及び(b)その購入価格又は処分収入である(17, 30)。

(6)その他の項目 (a)非流動項目の交換取引については、上述のごとく、株式の発行による子会社の取得例に言及している。(b)持分法による投資損益については、関連会社から受取った配当金のみが資金フローを構成するため、これを資金計算書に含めるよう要求している(20)。(c)為替換算差異については、公開草案では、実現可能な換算差異は資金計算書上で報告・開示すべきことを要求していたが、本基準書ではこの規定は削除され、これに代る具体的な規定はない。(d)企業集団の資金フローに関する適切な情報を開示するために、連結資金計算書は他の連結財務諸表と同じ原則に基づいて作成しなければならない。この場合に、営業活動から得られた資金を決定する際に、子会社の営業損益又は異常項目に対する少数株主持分を除外してはならない。また連結貸借対照表上で開示される少数株主持分の残高の変動は、資金計算書上、区分・表示することを要求している(14~16)。因に、AAS 12の補遺に例示されている資金計算書の様式を示せば、第2表のようになる。

ところで、上述のごとく、ASRBではAAS 12を法的な強制力をもった基準(ASRB 1007)として承認し、1986年10月1日以降に開始する会計年度からこれを適用することとしたが、その審議に際して、次に示すような若干の修正を行っている<sup>(21)</sup>。

(21) W. J. McGregor, ASRB Approval of Further of the Profession's Accounting Standards, *Australian Accountant*, October 1986.

すなわち、第1に、基準書の標題を「資金の源泉と使途に関する財務報告」と改訂するとともに、資金計算書の名称を「資金の源泉と使途に関する要約」に変更した。これは、現行会社法が貸借対照表及び損益計算書の他に資金計算書を財務諸表と認めるか否かが、規定上若干不明確であり、潜在的な混乱を排除するためであるとされる。

第2に、クラスの定義を付加し、資産・負債の増減に係わる資金の源泉と使途を資産・負債のクラス別に開示することを明らかにした。これは、従来、AAS 12がクラス別の開示に言及しなかったために生じた開示レベルに関する不明

第2表 資金の源泉と使途に関する計算書

|                                   | 19 X 1  | 19 X 0 |     |
|-----------------------------------|---------|--------|-----|
| 資金の源泉                             | \$ 000  | \$ 000 |     |
| 営業活動から得た資金 <sup>(1)</sup>         |         |        |     |
| 営業活動からの資金の流入                      | 520     | 430    |     |
| 差引：営業活動からの資金の流出                   | 280     | 240    | 255 |
| 資産の減少                             |         |        | 175 |
| 流動資産                              |         |        |     |
| 現金                                |         | 50     | 20  |
| 非流動資産の売却による収入                     |         |        |     |
| 土地及び建物                            | 75      | —      |     |
| 工場及び設備                            | 15      | 90     | 5   |
| 事業のセグメント <sup>(2)</sup>           | 400     |        |     |
| 負債の増加 <sup>(3)</sup>              |         |        |     |
| 流動負債                              |         |        |     |
| 買掛金                               | 35      | 15     |     |
| 当座借越                              | 15      | 50     | —   |
| 非流動負債                             |         |        | 15  |
| 社債                                | 7       | 5      |     |
| 銀行借入                              | 3       | 10     | 2   |
| 子会社取得のための株式発行による収入 <sup>(3)</sup> |         | 500    | —   |
| 取得した子会社の少数株主持分 <sup>(3)</sup>     |         | 100    | —   |
|                                   | \$ 1440 | \$ 222 |     |
| 資金の使途                             | \$ 000  | \$ 000 |     |
| 資産の増加 <sup>(3)</sup>              |         |        |     |
| 流動資産                              |         |        |     |
| 売掛金                               | 125     | 60     |     |
| 棚卸資産                              | 75      | 200    | 25  |
| 非流動資産                             |         |        | 85  |
| 土地及び建物                            | 600     | 40     |     |
| 工場及び設備                            | 350     | 20     |     |
| 子会社の取得に伴う営業権                      | 150     | 1100   | —   |
|                                   |         |        | 60  |

(22) Accounting Standards Board, AARF, AAS 15, *Disclosure of Revenue*, March 1984.

確さを除去するためである。

第3に、AAS 15(ASRB 1004)「収益の開示」<sup>(22)</sup>の規定との首尾一貫性を保持するために、営業活動からの総資金フローを売上収益とその他の営業収益とに区分・開示することとした。したがって、例えば固定資産を売却した場合、その売却収入と正味簿価は、それぞれ営業活動(その他の収益)からの資金の流入及び流出として表示され、かつその正味簿価は資産の減少(資金の源泉)として表示されることになった。つまり、従来、資産の減少として表示されていた売却収入を売却益と正味簿価とに区分・開示することとしたのである。

負債の減少

|            |         |        |
|------------|---------|--------|
| 流動負債       |         |        |
| 銀行借入       | 25      | 10     |
| 非流動負債      |         |        |
| 担保付借入金     | 20      | 15     |
| 支払配当金      | 20      | 8      |
| 支払所得税      | 70      | 40     |
| 支払長期サービス休暇 | 5       | 4      |
|            | \$ 1440 | \$ 222 |

(注)

(1) 所得税控除前の営業利益と営業活動から得た資金の調整は次の通りである。

|              | 19 X 1 | 19 X 0 |
|--------------|--------|--------|
|              | \$ 000 | \$ 000 |
| 営業活動から得た資金   | 240    | 17175  |
| 加算：非流動資産の売却益 | 30     | 20     |
|              | 270    | 195    |
| 差引：減価償却費     | 14     | 10     |
| 長期サービス休暇引当金  | 6      | 20     |
| 所得税控除前の営業利益  | \$ 250 | \$ 180 |

(2) 損益計算書上で異常項目として開示されている、償却資産を含む事業のセグメントの売却益は\$ 220,000である。

(3) 子会社は当期に取得された。取得した資産及び負債は、資金計算書上では、「負債の増加」及び「資産の増加」という標題のもとに表示された金額に含められている。その取得の詳細は次の通りである。：

|                          | 19 X 1 | 19 X 0 |
|--------------------------|--------|--------|
|                          | \$ 000 | \$ 000 |
| 取得対価(1,000,000株、額面50セント) | 500    |        |
| 取得時の少数株主持分               | 100    |        |
|                          | 600    |        |
| 取得した子会社の純資産              | 220    |        |

|          |      |
|----------|------|
| 土地及び建物   | 220  |
| 工場及び設備   | 125  |
| 棚卸資産     | 55   |
| 売掛金      | 85   |
| 当座借越     | (10) |
| 買掛金      | (25) |
|          | 450  |
| 取得に伴う営業権 | 150  |
|          | 600  |

資料出所：Accounting Standards Board, AARF, AAS 12, *Statement of Sources and Applications of Funds*, op. cit., pp.1109~1110.1.

#### IV. 会計基準書第12号の特徴と問題点

AAS 12に対しては、その公表以来、多くの論者によりそれが孕んでいる固有の欠陥とその限界が指摘され、さまざまな改善提案が行われてきた。会計研究財団(以下、財団)・会計基準委員会(ASB)では、これらの批判を慎重に検討し、1985年3月に一部改訂を行った。また上述のごとく、ASRBの審議の過程でも若干の修正がなされている。しかし、現行基準に対しては、なお次のようないくつかの問題点と限界が指摘されている。

すなわち、第1の問題点は資金概念に関する基準の規定である。基準書では、一方で、資金とは現金及び現金等価物を意味すると規定しながら、他方で、期中における実体の投資活動と財務活動に関する情報を資金計算書上で開示するために、現金及び現金等価物を包含する広い資金概念、すなわち、総資源概念を採用することとした(3, 6, 26, )。

かくて、R. G. マックマホン及び J. ハリソンは、基準書における実際上の資金概念を、次のごとく、2つの資金のハイブリッドとして記述している<sup>(23)</sup>。すなわち、それは、(1)現金及び現金等価物に流動資源のフローを伴わない一定の外部取引を加えたもの、又は(2)総資源から配当金、税金及び関係会社の利益の分け前に係わる一定の見越計上額を控除したものである。

(23) R. G. P. McMahon, J. Harrison, AAS 12: Where From? Where To?, *Accounting Forum*, Vol. 6 No. 2, June 1983. p.72.

しかし、このような総資源概念については、従来、次のような批判がなされてきた。すなわち、総資源概念は、本質的に貸借対照表概念という資金概念に他ならず、この概念のもとで作成される資金計算書は、比較貸借対照表データの焼直しを提供するという批判である。また M. ミラーは、総財務資源という資金概念は独立した資金概念ではないと主張し、この概念の必要性を否定しており、株式の発行による土地の取得のような取引は、含蓄のある貨幣フロー基準により処理するか、又はむしろ混乱を避けるために、資金計算書の独立した区分あるいは別個の報告書で報告しうると主張している。更に、総財務資源概念は具体性に乏しく、しかも他の諸概念に較べて一層曖昧である。例えば、総財務資源のもとでは、営業活動からの資金フローがいかに計算されるべきか不明確であるとする<sup>(24)</sup>。すなわち、この資金概念は、外部取引から発生する資源フローを資金計算書上でいつ報告すべきかに関して、特定の認識基準を欠くという欠点を有している。

次に第2の問題点は、資金フローの測定基準に関する規定である。財団が1980年に公表した公開草案では、資金フローの測定は発生主義に基づくべきであるという見解が採用され、ある取引に関する資金フローの影響は、当該取引が記録される期間の資金計算書で報告し、当該取引が実際に発生する期間の資金計算書から排除することとした(10)。しかし、この見解に対しては、各方面から強力な批判が提起された。このため、財団・ASBでは、これらの批判を踏まえて、発生主義に基づく資金フローの測定を、次のごとく改訂した。すなわち、基準書では、資金を現金及び現金等価物と定義することにより、資金フローを当期中に発生している実体と外部利害関係者との取引から生ずる現金等価物のフローに限定することとしたのである。

かくて、所得税及び配当金については、資金フローに関係する当期中の支払額のみが資金計

(24) Malcolm C. Miller, *Funds Statements: Rethinking Fundamentals*, March 1981. pp.12~17.

算書上で報告され、当期の資金フローに関係しない将来の支払のための引当額は資金計算書から排除されることになった<sup>(12)</sup>。また基準書の資金概念は貸倒償却額の処理にも影響を与えている。すなわち、当期の税引前営業利益の計算に算入された貸倒償却額は、過去の資金フローの訂正を意味するとし、ここでは営業活動による資金の流出として処理するよう規定している<sup>(13)</sup>。

このように基準書では、未払配当金及び未払税金の変動を資金計算書から排除するが、附録の例示では、買掛金の変動を当期の資金フローとして処理しており、両者の取り扱いに関して明らかな矛盾が存在している。また基準書における税金の処理は、税効果会計を詳細に規定するAAS 3「法人所得税の会計」とも矛盾するものである<sup>(25)</sup>。更に貸借対照表及び損益計算書は完全な発生主義に基づいて作成されているのに対して、資金計算書は、上述のごとく、発生主義から若干後退した基準に基づいている。この結果、両者の関連性は、公開草案に較べてかなり弱まったものとなっている。

## V. 現金フロー計算書の展開

(1)M.C.ミラーの資金計算書 ミラーは、1981年3月に開催された勅許会計士協会主催の講演のために、「資金計算書」と題する論文を作成・公表した。この論文では、資金計算書の目的と資金概念について詳細な検討が行われている<sup>(26)</sup>。彼は、先ず、次のような8つの資金計算書の目的について考察している。すなわち、①財務活動と投資活動の報告、②営業活動によって創造された資金の報告、③貸借対照表の変動に関する報告、④外部実体との取引の報告、⑤流動性又は支払能力の報告、⑥流動性と収益性との関連についての報告、⑦財務管理と経営成績の報告及び、⑧将来の現金フローの予測に役立つ報告である。

これらの目的のうち、①～④は、アメリカ、カナダ、イギリスなど諸外国のアプローチにな

らい、公開草案等において採用されてきた。しかし、⑤～⑧については十分な注意が払われず、殆んど無視されてきたと主張する。これは、同国における外部報告の重点が発生主義に基づく期間利益の報告に置かれてきたためである。ところが、近年、企業の流動性及び財務弾力性の重要な悪化に伴い、現金フロー及び支払能力に関する関心が高まり、外部報告においてもこれらを重視する傾向が現われている点を強調している。

次に、ミラーは、資金計算書の目的との関連で、現金、正味流動貨幣資産及び総財務資源の4つの基本的な資金概念について検討している。そして運転資本概念は多くの欠点を有しており、資金フローの報告はこの概念に基づくべきではないとし、また総財務資源概念も、上述のごとく、独立した資金概念ではなく、この概念の必要性は存在しないと主張する。これに対して現金概念は理解し易く、検証が容易であり、しかも偏位がない。そして正味流動貨幣資産概念は、実体にとって利用可能な購買潜在力のストックとして資金を把える常識的な概念である。また比較的に客観性のある現金及び信用取引を反映しており、更にこの資金概念の構成要素は、運転資本のそれよりも流動的であつ同質的であるとする。

かくて、ここでは、最も適切な資金概念は現金、正味流動貨幣資産又は現金より広く、正味流動貨幣資産より狭い概念であると結論される。いまこれらの資金概念に基づいた資金計算書を示せば、第1表ようになる。ミラーは、これらの資金計算書の有用性を高めるために、営業利益と営業活動からの資金フローとの増減調整表を添付することを提唱している(第2表参照)。すなわち、この調整表は、見越、繰延及び配分により利益がどの程度影響されたか、つまり報告利益の質に関する検討を可能ならしめるものである。

(2)A.D.バートンの現金フロー計算書 バートンは、1982年に「会計の目的と基礎概念」<sup>(27)</sup>と題

(25) R. G. P. McMahon, J. Harrison, *op. cit.*, pp. 76~77.

(26) Malcolm C. Miller, *op. cit.*, pp. 1~19.

(27) A. D. Barton, *Objectives and Basic Concepts of Accounting*, Australian Accounting Research Foundation, 1982.

第3表 異なった資金概念に基づく資金計算書

|                       | 現金            | 正味流動<br>貨幣資産  |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 資金の源泉                 | \$ 000        | \$ 000        |
| 営業活動からの資金フロー(注1)      | 415           | 410           |
| 固定資産の売却による収入          | 100           | 100           |
| 株式の発行                 | 135           | 135           |
|                       | <u>\$ 650</u> | <u>\$ 645</u> |
| 資金の使途                 |               |               |
| 固定資産の購入               | \$ 625        | \$ 625        |
| 資金の増加                 | \$ 25         | \$ 20         |
| 資金の構成要素の変動明細          |               |               |
| 現金の増加                 | 25            | 25            |
| 正味債権の増加               |               | 12            |
| 債務の増加                 |               | (17)          |
|                       | <u>\$ 25</u>  | <u>\$ 20</u>  |
| (注1): 営業活動からの資金フローの計算 |               |               |
| 売  上                  |               | \$ 803        |
| 得意先から回収した現金           | \$ 788        |               |
| 棚卸資産の購入               |               | (320)         |
| 仕入先に対する現金の支払          | (303)         |               |
| 費用の現金払                | (70)          | (70)          |
| 貸倒損失                  |               | (3)           |
|                       | <u>\$ 415</u> | <u>\$ 410</u> |

資料出所: M.C. Miller, op. cit., p.7.

第4表 間接法による営業活動からの資金フローの計算

|              | 現金            | 正味流動<br>貨幣資産  |
|--------------|---------------|---------------|
| 営業利益         | \$ 000        | \$ 000        |
| 減価償却費        | 300           | 300           |
| 固定資産の売却益     | 190           | 190           |
| 固定資産の売却損     | (50)          | (50)          |
| 棚卸資産の増加      | (20)          | (20)          |
| 前払の増加        | (10)          | (10)          |
| 債権の増加        | (15)          |               |
| 貸倒損失         | 3             |               |
| 債務の増加        | 17            |               |
| 営業活動からの資金フロー | <u>\$ 415</u> | <u>\$ 410</u> |

資料出所: M. C. Miller, op. cit., p.8.

する会計理論モノグラフを財団から公開した。彼は、この論文で会計及び財務報告の基本目的は経済的意思決定、資源の統制及び会計責任(過去の活動の評価) 目的に役立つ情報の提供にあると規定する。そして財務報告の主要な利用者(投資家及び資本市場、マネジメント、仕入先、

従業員及びその組合、得意先、政府及び公衆)の  
情報要求をレビューし、次のごとく、5つのタイプの  
情報に纏めている。すなわち、①現金在高及び現金  
フローに関する情報、②財務活動及び資金フローに  
関する情報、③収益力に関する情報、④財政状態に  
関する情報及び、⑤財務リスクに関する情報である  
(3.41)。彼は、これらの情報を4つの主要財務諸表、  
すなわち、現金フロー計算書、資金計算書、損益計  
算書及び貸借対照表により提供することを提案して  
いる(6.01)。

ここで現金フロー計算書とは、現金又は流動性  
の状態に関する報告書であり、期首及び期末の現金  
残高を要約し、かつ期中の現金の源泉と使途をすべ  
て表示するものである(6.02, 3.11)。彼は、この  
計算書の情報内容を高めるために、記載項目を営業  
活動項目(現金に関連のある売買取引)と資本項目  
(その他のすべての現金取引)とに分類する。前者の  
現金剰余は、正常な営業活動取引によってどの程度  
の追加現金が創造されたかを示しており、これは企業  
の流動性と収益性に関して重要な指針となる。これ  
に対して、後者の資本項目は、借入、所有主による  
新規出資及び長期資産の売却により入手した現金の  
源泉と借入金の返済、長期資産の購入等による現金  
支出を表示する。更に情報内容を改善するために、こ  
こでは資本項目を短期項目(関連する期間が1年以  
内のもの)と長期項目(1年を超過するもの)とに分  
類している(6.03)。

ところで、現金フローは、完結した殆んど  
取引の基礎をなすものであり、したがって経営成  
績及び財政状態のすべての重要な側面を占めてい  
る。又それは企業の流動性及び支払能力に直接的な  
影響を与え、更に収益力、財政状態及びリスクの測  
定の基礎をなすものである。かくて、現金フロー情  
報は、現金の計画及び統制目的のためにマネジメント  
により、債務の返済能力の評価のために債権者及び  
投資家により、マネジメントの受託責任の報告のた  
めに株主により、そしてリスクの評価のためにすべ  
ての利害関係者によって要求されとする(3.41)。な  
お、過去の現金フロー情報は、外部利用者(債権者、  
投資

家など)が将来の現金フローを予測する際に有用である。

以上のような現金フロー計算書に対して、資金計算書は、企業が一定期間の営業活動に必要な資金をいかに調達し、かつ当該資金を営業活動においていかに運用したかを要約するものである(3.11, 6.05)。したがって、それは財務活動計算書とも呼ばれる。なお、注意すべきは、ここでいう資金計算書は、比較貸借対照表から作成される伝統的な資金計算書とは異なり、取引報告書であるという点である。すなわち、それは企業取引のうち、財務面を重視しつつ当該期間のすべての現金及び信用取引に関する総合的な要約を提供するものである(6.05)。なお、資金計算書も現金フロー計算書の場合と同様に、有意義な報告を行うために、資金の源泉と用途は営業活動項目と資本項目とに分類され、更に後者は短期項目と長期項目とに分類される(6.07)。

以上明らかなごとく、資金計算書は、現金フロー計算書に含まれている情報と類似した情報を提供する。しかし、それは企業の財務活動に関するより包括的な報告書であり、現金取引とともにすべての非現金取引を網羅するために、より一層有用な報告書となる。なお、資金計算書上の項目は、タイミングの点でのみ現金フロー計算書上の項目と異なっている。

## VI. 現金フロー情報に関する制度化の動向

企業・証券委員会(NCSC)は、1983年6月に会社規則・スケジュール7及び会社法の財務報告規定の改正を提案する諮問文書を公表した。通称グリーン・ペーパーと呼ばれるこの文書において、NCSCは、すべての会社に資金計算書の作成を義務づけることの是非についてコメントを求めている<sup>(28)</sup>。しかし、上場会社は、上述のごとく、1973年以来、上場要件として資金計算書の公表を義務づけられており、この改正案により実際に影響を受けるのは小規模な非上場会

社のみである。

その後、1985年にコモンウェルズの法務省は新スケジュール7の公開草案(以下、草案)を公表した。この間、閣僚理事会は、上記諮問文書に寄せられた意見を慎重に検討し、又内外における最近の動向(例えば、上述のミラー、バートン等の見解、アメリカやカナダにおける現金フロー計算書の展開等)にも十分配慮して、草案では、資金計算書の導入案を撤回した。そしてこれにかえて現金計算書の作成・提示を義務づけることとしたのである。すなわち、草案は期首及び期末現金残高の調整を含めて、各会計年度の現金の変動に関するスケジュールを提示すること、又開示に際しては、重要な営業外の現金フローを区分・開示するとともに、営業活動に係わる現金フローと財務活動及び投資活動に係わるそれとを明確に区分するよう求めている<sup>(29)</sup>。なお、草案の公表に伴い、1985年会社法改正案第269条では、期中の現金の変動に関して真実かつ公正な概観を示す現金計算書の作成を要求している<sup>(30)</sup>。

当初、草案は1986年2月末までコメントを受けつけ、閣僚理事会の承認を経て7月1日から発効するものと予想されていた。ところが、会計専門家団体は、スケジュール7によって会社の財務報告を規制することに反対意見を表明した。すなわち、会計専門家団体は、法的な強制力をもった会計基準の導入によりスケジュール7は最早必要でないと確信しており、草案に含まれている財務報告要求が法律により強制する必要がある場合には、当該要求をASRBに提案し、会計基準として発行すべきであると主張するのである<sup>(31)</sup>。

(29) Christine Beckingsale, Radical revision of cash flow accounting methods is coming, *The Australian Financial Review*, 22-4-1985, p.2 and Price Waterhouse, *Technical Newsletter*, 18 February 1986.

(30) *Australian National Companies and Securities Legislation*, (Sixth Edition), CCH Australian Limited, 1986, pp. 57~60.

(31) *World Accounting Report*, March 1986, p.11.

(28) National Companies and Securities Commission, *Financial Reporting Requirements of the Companies Act and Codes*, 1983.

かくて、閣僚理事会は7月からの導入を延期するとともに、作業部会に対して草案の簡略化を指示した。その結果、9月に簡略化された新スケジュール7が公表され、10月1日以降に開始する会計年度から適用されることとなった。しかし、新スケジュール7では、現金計算書に関する規定は完全に削除されている。連邦法務省はこの点に関して、次のように説明している<sup>32)</sup>。すなわち、現金計算書を導入するための改正法案は、新スケジュール7が現金計算書の作成規定を含むことを前提に、1985年会社法案に加えられている。しかし、ASRBは、会計基準(ASRB 1007)の承認後に、営業活動からの現金フローを開示するよう基準書を修正すべきであるという提案を公表した。このため、閣僚理事会は、ASRBが基準書のレビューを完了するまで、現金計算書の規定をスケジュール7に含めるか否かの決定を延期することとしたのである。したがって、今後、ASRBが現金フロー情報の制度化に係わって、どのような基準を設定するか、極めて関心のもたれるところである。今後の動向に注目することにしたい。

---

<sup>32)</sup> *Australian National Companies and Securities Legislation, op. cit.*, pp. V~VI.